

第74回 税理士試験
〔 国税徴収法 〕
解答速報

第74回 税理士試験 国税徴収法

Z-74-H〔第一問〕問題

【第一問】 - 60点 -

問1 (15点)

次の(1)及び(2)について、簡潔に説明しなさい。

- (1) 無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務について定めた国税徴収法第39条の規定が設けられた趣旨
- (2) 相続があった場合の滞納処分の効力

問2 (25点)

次の(1)及び(2)の間に答えなさい。

- (1) 災害により財産に損失を受けた場合に適用され得る納税の猶予については、国税通則法第46条第1項及び第2項第1号にそれぞれ規定が設けられている。これらの規定に基づく納税の猶予の概要について簡潔に説明するとともに、その相違点を答えなさい。
なお、納税の猶予の効果については説明する必要はない。
(注) 解答に当たっては、国税通則法第46条第1項の納税の猶予を「1項猶予」と、同条第2項第1号の納税の猶予を「2項猶予」と省略して記載して差し支えない。
- (2) 滞納者Xから絵画及び貴金属(以下「絵画等」という。)を預かっていたXの知人A宅に、Y税務署徴収職員が臨場した。Aは、徴収職員から、「あなたがXから預かっている絵画等について、Xの財産に対する滞納処分として差し押さえたいので、協力をお願いしたい。」と言われたが、「絵画等はXから預かっているものであり、Xの了承なく応じることはできない。」と答え、徴収職員の依頼に応じなかった。
この後、徴収職員が絵画等の差押えのために採るべき措置及び絵画等の差押えの効力発生時期を答えなさい。

問3 (20点)

次の(1)及び(2)について、納税者等の不動産が換価された場合の各債権に対する配当金額及び残余金の金額を、計算過程と根拠を示して答えなさい。

(注) 配当金額の計算に当たっては、利息、遅延損害金、延滞税及び延滞金について一切考慮する必要はない。

- (1) 不動産の換価代金……2,000万円

直接の滞納処分費……10万円

A銀行の抵当権(令和2年6月3日設定登記)の被担保債権……700万円

B税務署の差押え(令和4年1月15日登記)に係る国税(法定納期限等 令和3年3月15日)……400万円

C銀行の抵当権(令和4年8月30日設定登記)の被担保債権……600万円

D社の不動産保存の先取特権(令和4年12月1日登記)の被担保債権……100万円

E県参加差押え(令和5年5月25日登記)に係る地方税(法定納期限等 令和4年3月31日)……500万円

F市参加差押え(令和5年10月10日登記)に係る地方税(法定納期限等 令和元年12月20日)……300万円

- (2) 不動産の換価代金……2,000万円

A銀行の抵当権(令和4年8月31日設定登記)の被担保債権……500万円

B銀行の抵当権(令和5年6月15日設定登記)の被担保債権……400万円

C銀行の抵当権(令和5年9月15日設定登記)の被担保債権……600万円

D銀行の抵当権(令和5年9月30日設定登記)の被担保債権……300万円

E税務署の交付要求(令和5年12月13日)に係るXの国税(法定納期限等 令和5年5月31日)……700万円

(注1) 本件の不動産は、令和5年10月25日にXからYに譲渡されている。

(注2) E税務署の交付要求は適法であるものとする。

Z-74-H〔第一問〕解 答

問 1

- (1) 民法上の詐害行為取消権の行使は必ず裁判所を介して行うこととされているため、詐害行為に該当する行為をすべて詐害行為取消権の行使に則って処理することは迅速性を欠き、国税債権の早期実現を図ることが難しい。

無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務は、滞納処分を免れようとする等の行為について詐害行為取消権に則って処理したと同じ効果をあげるために、一定の場合には、財産の譲受人に対して納税者の滞納国税の第二次納税義務を負わせることとしたものである。〔5〕

(2)

- ① 滞納者の財産について、滞納処分を執行した後、滞納者が死亡し、又は滞納者である法人が合併により消滅したときは、その財産につき滞納処分を続行することができる。
- ② 滞納者の死亡後その国税につき滞納者の名義の財産に対してした差押えは、その国税につきその財産を有する相続人に対してされたものとみなす。ただし、徴収職員がその死亡を知っていたときは、この限りでない。〔10〕

問 2 (1) 〔10〕

(1 項猶予の概要)

災害等の納税の猶予

震災・風水害等の災害により納税者がその財産につき相当な損失を受けた場合は、納税者の申請に基づき、税務署長等は、納期限未到来の国税につき被害にあった財産の損失の状況及び当該財産の種類を勘案して、一定期間納税の猶予をすることができる。

(2 項猶予の概要)

通常の納税の猶予

「通常の納税の猶予」は、「災害等の納税の猶予」の規定を大幅に拡大して災害等の発生も特定の期限に限定することなく、その災害についてもかなり広範囲に及ぶとされており、納税者に広く当該適用が可能とされている。

(各猶予の相違点)

(1) 要件

1 項猶予は災害の止んだ日から 2 か月以内の申請が必要である。2 項猶予は期限なしの申請でよい。

1 項猶予は損失を受けた日以後 1 年以内に納付すべき特定の国税があること。2 項猶予は 1 項猶予の適用を受ける国税ではないこと。

(2) 担保の徴収

1 項猶予は不要に対して、2 項猶予は原則として必要である。

(3) 猶予金額等

1 項猶予は特定の国税の全部又は一部に対して、2 項猶予は納付できないと認められる金額であり、分割納付が可能である。

(4) 猶予期間

1 項猶予は財産の損失の程度に応じた期間（納期限から 1 年以内に限る）に対して、2 項猶予は猶予の始期から 1 年以内、延長は左記と合わせて 2 年以内である。

問 2 (2) 〔15〕

第三者が占有する動産等の差押え

(1) 差押の制限

滞納者 X の絵画等でその親族その他の特殊関係者以外の知人 A が占有しているものは、その知人 A が引渡を拒むときは、差し押えることができない。

< T A C > 税24 この解答速報の著作権はT A C (株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

(2) 引渡命令

上記(1)の場合において、次のすべての要件に該当するときは、Y税務署長は、その知人Aに対し、期限を指定して、その絵画等を徴収職員に引き渡すべきことを書面により命ずることができる。

- ① 上記(1)の知人Aがその引渡を拒むこと。
- ② 滞納者Xが他に換価が容易であり、かつ、その滞納国税の全額を徴収することができる財産を有しないと認められること。

この場合において、その命令をしたY税務署長は、その旨を滞納者Xに通知しなければならない。

(3) 引渡命令の期限

上記(2)の引渡命令の期限は、その書面を発する日から起算して7日を経過した日以後の日としなければならない。ただし第三者につき繰上請求に該当する事実が生じたときは、この期限を繰り上げることができる。

(4) 引渡命令後の差押

上記(2)の引渡命令に係る絵画等が徴収職員に引き渡されたとき、又はその引渡命令を受けた知人Aが指定期限までに徴収職員にその引渡をしないときは、徴収職員は、上記(1)にかかわらず、その絵画等を差し押えることができる。

(5) 効力発生時期

動産（絵画等）の差押えの効力は、徴収職員がその財産を占有したときに生ずる。

問3 (1) 10

< 配当金額 >

1 概要

抵当権Aの被担保債権は、参加差押市税Fに劣後し差押国税Bに優先する。かつ、差押国税Bは参加差押市税Fに優先する。よって特殊な競合が生じている。

2 優先順位の確定している債権への配当

本問においては、直接の滞納処分費10万円は「直接の滞納処分費の優先」に該当し、不動産保存の先取特権の被担保債権100万円は「不動産保存の先取特権の優先」に該当するため、優先して配当する。

3 租税公課グループと私債権グループへの配当

国税及び地方税等並びに私債権（上記2の適用を受けるものを除く。）につき、法定納期限等又は設定、登記、譲渡若しくは成立の時期の古いものからそれぞれ順次に国税徴収法又は地方税法その他の法律の規定を適用して国税及び地方税等並びに私債権に充てるべき金額の総額をそれぞれ定める。

- | | |
|----------------|---|
| (1) 市税F | 300万円（法定納期限等 令和元年12月20日）（地方税の優先） |
| (2) 抵当権Aの被担保債権 | 700万円（設定登記年月日 令和2年6月3日）（法定納期限等以前に設定された抵当権の優先） |
| (3) 国税B | 400万円（法定納期限等 令和3年3月15日） |
| (4) 県税E | 490万円（法定納期限等 令和4年3月31日） |

1,890万円

◎ 国税及び地方税等のグループに充てる金額の総額

(1)+(3)+(4) = 1,190万円

◎ 私債権のグループに充てる金額の総額

(2) = 700万円

なお、抵当権Cは差押え後に設定登記されているため、配当の対象とはならない。

< T A C > 税24 この解答速報の著作権はT A C (株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

4 個々の租税公課への配当

上記3により定めた国税及び地方税等に充てるべき金額の総額を国税優先の原則若しくは差押先着手による国税の優先等の規定又は地方税法その他の法律のこれらに相当する規定により、順次国税及び地方税等に充てる。

- | | | |
|---------|-------|--------------|
| (1) 国税B | 400万円 | (差押先着手による) |
| (2) 県税E | 500万円 | (交付要求先着手による) |
| (3) 市税F | 290万円 | |

1,190万円

5 個々の私債権への配当

上記3により定めた私債権に充てるべき金額の総額を民法その他の法律の規定により順次私債権に充てる。

本問においては次の様な配当になる。

抵当権Aの被担保債権 700万円

6 配当金額

直接の滞納処分費	10万円
不動産保存の先取特権の被担保債権	100万円
国税B	400万円
県税E	500万円
市税F	290万円
抵当権Aの被担保債権	700万円

2,000万円

問3 (2) 10

1 本来の配当金額 (弁済金交付)

第1順位	A 抵当権の被担保債権	500万円 (抵当権の順位: 民法373条)
第2順位	B 抵当権の被担保債権	400万円 (同上)
第3順位	C 抵当権の被担保債権	600万円 (同上)
第4順位	D 抵当権の被担保債権	300万円 (同上)

1,800万円

なお、残余金200万円は差押え時の所有者Yに交付する。

しかし、B 抵当権、C 抵当権及びD 抵当権が譲渡人 (本問では、滞納者X) の国税の法定納期限等 (本問では、令和5年5月31日) 後に設定登記 (本問では、B 抵当権令和5年6月15日、C 抵当権令和5年9月15日及びD 抵当権令和5年9月30日) されているため、下記2の要件を満たしているときは、抵当権者B、抵当権者C及び抵当権者Dが配当を受けるべき金額のうちから譲渡人の国税を徴収することができる。

2 要件

次のすべての要件に該当するときは、譲渡財産の強制換価手続において、その抵当権によって担保される債権につき、その抵当権者が配当を受けるべき金額のうちから譲渡人の国税を徴収することができる。

- ① 滞納者が他に国税に充てるべき十分な財産がない場合において、その者が国税の法定納期限等後に登記した抵当権を設定した財産を譲渡したこと。
- ② 納税者の財産につき滞納処分を執行してもなおその国税に不足すると認められること。

本問のB 抵当権、C 抵当権及びD 抵当権は要件を満たしている。

< T A C > 税24 この解答速報の著作権はT A C (株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

3 徴収できる金額の範囲

上記2により徴収することができる金額は、(1)の金額から(2)の金額を控除した金額をこえることができない。

(1) 本来の配当金額

不動産の換価代金2,000万円から抵当権者B、抵当権者C及び抵当権者Dがその被担保債権について配当を受けるべき金額

- | | |
|---------------|-------|
| ① B 抵当権の被担保債権 | 400万円 |
| ② C 抵当権の被担保債権 | 600万円 |
| ③ D 抵当権の被担保債権 | 300万円 |

(2) 仮定配当金額

譲渡した不動産を納税者の財産とみなし、その財産の換価代金(2,000万円)につき譲渡人の国税の交付要求があったものとした場合に抵当権者(B、C及びD)がその被担保債権について配当を受けるべき金額

- | | |
|---------------|------------------------------|
| ① A 抵当権の被担保債権 | 500万円 (法定納期限等以前に設定された抵当権の優先) |
| ② E 滞納国税 | 700万円 (国税優先の原則) |
| ③ B 抵当権の被担保債権 | 400万円 (抵当権の順位：民法373条) |
| ④ C 抵当権の被担保債権 | 400万円 (同上) |
| ⑤ D 抵当権の被担保債権 | 0円 (同上) |

2,000万円

(3) 徴収することができる金額

各抵当権者から徴収できる国税の金額は、(1)から(2)を控除した金額であるから、次のとおりとなる。

- | | |
|---------------|-------------------|
| ① B 抵当権の被担保債権 | 400万円-400万円=0 |
| ② C 抵当権の被担保債権 | 600万円-400万円=200万円 |
| ③ D 抵当権の被担保債権 | 300万円-0=300万円 |

∴ 徴収できる金額 500万円 ≤ 滞納国税700万円

(4) 各債権に対する配当金額及び残余金

- | | |
|-------------|-------|
| A 抵当権の被担保債権 | 500万円 |
| B 抵当権の被担保債権 | 400万円 |
| C 抵当権の被担保債権 | 400万円 |
| D 抵当権の被担保債権 | 0円 |
| E 滞納国税 | 500万円 |
- 残余金 差押え時の所有者Yへ200万円交付

Z-74-H〔第二問〕問 題

〔第二問〕 - 40点 -

次の〔設例〕において、A社の滞納国税を徴収するため、国税徴収法上考えられる徴収方途及び徴収可能額について、その根拠を示して答えなさい。なお、土日、祝日等は考慮する必要はない。また、滞納処分費及び附帯税について考慮する必要はない。

〔設例〕

- 1 飲食業及び食料品製造業を営むA社(代表者Pが100%株主である。)は、飲食業部門の事業を別会社に承継することを目的として、新たに株式会社B社(代表者はPの配偶者であるQ)を設立する会社分割(以下「本件新設分割」という。)を行うこととし、令和4年8月31日、本件新設分割に係る新設分割計画について株主総会の特別決議により承認を得た。
 - ① B社が分割に際して発行する株式
B社は、本件新設分割に際して普通株式100株を発行し、その全部をA社に交付する。
 - ② 承継する権利義務
A社の飲食業部門の事業に属する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を承継する。
なお、B社に承継する具体的な資産及び債務の内容及び価額は以下のとおりである。
(資産)

店舗土地	2,000万円
店舗建物	1,000万円
店舗備品	500万円
売掛金	200万円

(債務)

買掛金	800万円
借入金	2,500万円
未払給与	200万円
 - ③ 本件新設分割の効力発生日
令和4年10月1日
- 2 本件新設分割の内容は、おおむね次のとおりである。
- 3 令和5年3月1日、A社は、B社の株式100株をPの長男R及び次男Sに、それぞれ50株ずつ譲渡した。なお、譲渡代金は各200万円(時価相当額は各400万円)である。
- 4 B社は、A社から引き継いだ飲食業を営んでいたものの、次第に業績が悪化したことにより廃業するに至り、令和6年4月30日、株主総会の特別決議により解散の決議がなされ、代表者であるQが清算人に選任された。
- 5 令和6年7月1日、Qは、B社の土地建物等の売却代金を原資として未払債務を弁済した後、その残額をR及びSに、各300万円ずつ分配した。
- 6 令和6年7月、A社はX税務署による税務調査を受け、同年8月23日に、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税について修正申告を行い、1,000万円(内飲食業に係る金額400万円、食料品製造業に係る金額600万円)を納付すべきこととなったが、A社も廃業を予定しており、A社に滞納処分を執行することができる財産はない。

Z-74-H〔第二問〕解 答

本問では、A社に滞納処分を執行できる財産がないことから、以下の第二次納税義務が徴収方途となる。

1. 事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務 20

(1) 成立要件

次のすべての要件に該当するときは、事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務が迫及できる。

- ① 納税者が生計を一にする親族その他納税者と特殊な関係のある個人又は被支配会社に事業を譲渡したこと。
- ② 事業の譲受人が同一又は類似の事業を営んでいること。
- ③ 納税者が譲渡した事業に係る国税を滞納していること。
- ④ 事業に係る滞納国税につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められること。
- ⑤ 上記①の譲渡が滞納国税の法定納期限の1年前の日後にされていること。

本問の場合、納税者A社が被支配会社B社に事業譲渡(飲食業の譲渡)をしている。当該事業に係る消費税(飲食業に係る400万円)を滞納している。事業譲渡が上記国税の法定納期限(令和4年2月28日)の1年前の日後にされている。よって、要件を満たす。

(2) 第二次納税義務者

第二次納税義務者は、納税者から事業を譲り受けた生計を一にする親族その他納税者と特殊な関係のある個人又は被支配会社である。本問の場合、事業譲渡を受けた被支配会社B社である。

(3) 第二次納税義務の範囲

譲受財産の価額を限度として、滞納国税の第二次納税義務を負う。本問の場合、譲り受けた事業(飲食業)に係る積極財産である3,700万円が限度となる。

2. 無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務 10

(1) 成立要件

次のすべての要件に該当するときは、無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務が迫及できる。

- ① 滞納者がその財産につき無償又は著しく低い額の対価による譲渡(担保の目的とする譲渡を除く。)、債務の免除その他第三者に利益を与える処分(国及び公共法人に対するものを除く。以下「無償譲渡等の処分」という。)を行ったこと。
- ② 無償譲渡等の処分が国税の法定納期限の1年前の日以後においてされたものであること。
- ③ 滞納者の国税につき滞納処分の執行(租税条約等の規定に基づく当該租税条約等の相手国等に対する共助対象国税の徴収の共助の要請をした場合には、当該要請による徴収を含む。)をしてもなお、その徴収すべき額に不足すると認められること。
- ④ 上記③の不足すると認められることが無償譲渡等の処分に基因すると認められること。

本問の場合、滞納者A社は、B社の株式100株を50株ずつ親族である長男R及び次男Sに、法定納期限(令和4年3月31日)の1年前の日(令和3年3月31日)以後である令和5年3月1日に各時価400万円を各200万円で低額譲渡している。よって、要件を満たす。

(2) 第二次納税義務者

第二次納税義務者は、無償譲渡等の処分により権利を取得し、又は義務を免れた者である。

本問の場合、株式の譲渡を受けた長男Rと次男Sである。

(3) 第二次納税義務の範囲

下記の区分に応じ、それぞれに掲げる限度において、滞納国税の第二次納税義務を負う。

① 無償譲渡等の処分の時に滞納者の親族その他の特殊関係者である場合

……無償譲渡等の処分により受けた利益の限度

本問の場合、受けた利益である各200万円を限度とする。

3. 清算人等の第二次納税義務 **10**

① 成立要件

次のすべての要件に該当するときは、清算人等の第二次納税義務が追及できる。

イ 法人が解散した場合において、その法人に課されるべき、又はその法人が納付すべき国税を納付しないで残余財産の分配又は引渡しをしたこと。

ロ その法人に対し滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められること。

本問の場合、B社が解散した場合で、B社に課されるべき国税などを納付しないで残余財産の分配をしたときに、要件を満たすことになる。

② 第二次納税義務者

第二次納税義務者は、清算人及び残余財産の分配又は引渡しを受けた者（無限責任社員を除く。）である。

本問の場合、清算人Q、分配を受けたR及びSとなる。

③ 第二次納税義務の範囲

下記の区分に応じ、それぞれに掲げる限度において、滞納国税の第二次納税義務を負う。

イ 清算人……分配又は引渡しをした財産の価額の限度

ロ 残余財産の分配又は引渡しを受けた者……その受けた財産の価額の限度

本問の場合、清算人は600万円、分配を受けたR及びSは各300万円を限度とする。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

●合否のポイント

今年の本試験問題は、全体として「標準レベル～難」だったと言える。ただ、何よりも、今までにない問題量だったため、時間との闘いに苦戦を強いられたことだろう。

第一問の問1は、通常の講義で、特に上級コースと直前対策講義で言及した内容が出題された。「詐害行為取消請求」との比較を少しでも言及できていれば十分だと思われる。

一方、問2は、基本中の基本というべき問題であった。通常の講義でも強調してきた規定だからである。ここでの、失点は致命傷になるだろう。

問2について、(1)については、「納税の猶予」で「災害」を軸とした問題であった。直前対策テキストにも「表形式」に掲載されている内容で、ここから「要件の相違」「担保の要否」などを述べられなければならなかった。主要な相違点が記述できたかが勝負となるだろう。

(2)については、予想通りのテーマが出題された。「差押えの制限→引渡命令→引渡命令後の差押え」といった基本項目を正確に記述できなければいけないところである。

問3は例示計算問題であった。「特殊な競合」(法26条)「担保権付財産が譲渡された場合の国税の徴収」(法22条)が問われたが、これも通常の講義で説明してきた内容だったので、最終配当額まできちんと正解できなければ、大きな痛手となるだろう。

第二問は、「第二次納税義務」の事例問題であった。全体として、「徴収方途」＝「事業を譲り受け特殊関係者の第二次納税義務」(法38条)「無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務」(法39条)「清算人等の第二次納税義務」(法34条)といった規定が記述できていれば、具体的な「徴収可能額」まで正解できなくても、問題はないと思われる。

とにかく、第一問はケアレスミスをせず、基本的・標準的な問題で確実に得点を確保できるかが、ポイントになるだろう。

●合格ライン

〔第一問〕

予想配点による配点で50～55点が合格ラインになるとと思われる。

〔第二問〕

予想配点による配点で30点前後が合格ラインになるとと思われる。

合計得点でのボーダーラインは、予想配点による採点で75点前後、85点が合格確実と考えられる。

●税理士試験後の受験プランニング

TAC 配点での得点	答練等での成績	次年度のコース選択案
80 点以上	—	次の科目に進みましょう。
65 点～80 点	平均点以上	次の科目に進むことをおすすめします。なお、不安な方は「基礎マスター＋上級コース」で実力維持も図りましょう。
	平均点未満	「基礎マスター＋上級コース」で基本項目の再確認を行いましょう。
65 点以下	—	「基礎マスター＋上級コース」で基本項目の再確認を行いましょう。



夏の税理士オンライン特別セミナー

～簿記・財表・法人・所得・相続・消費～ 科目別攻略 Zoom セミナー

要予約

※各セミナー
先着 400 名まで

Zoomでライブ配信！ 予約はこちらから

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/zeiri_summersemi.html



税理士試験は科目ごとに試験傾向が大きく異なるため、TACでは科目別に「合格戦略」を立てて教材・カリキュラムを制作し、それに則して講義を展開しています。当 Zoom セミナーでは、簿記・財表・法人・所得・相続・消費の6科目について、各科目の学習内容、試験傾向、学習上のポイント等を担当講師が解説するとともに、8月～9月に開講する各コースについてご案内します。また、セミナー終了後には、ZoomのQ&A機能を使用した質疑応答も行います。当セミナーで疑問や不安を解消して、スムーズに学習をスタートさせましょう！

セミナー内容

- 科目の特徴(学習内容・試験傾向・学習上のポイント)
- 8月～9月入学コースの紹介
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- はじめて該当科目を学習される方
- 科目選択や受講するコースをお悩みの方
- 該当科目の学習にあたって疑問や不安をお持ちの方

●開催日時及び担当講師

簿記論	財務諸表論	法人税法
8/18 (日) 10:00～11:00	8/17 (土) 10:00～11:00	8/22 (木) 19:30～20:30
		
河井 翔太 講師	渡辺 俊宏 講師	松田 好孝 講師
所得税法	相続税法	消費税法
8/20 (火) 19:30～20:30	8/25 (日) 10:00～11:00	8/19 (月) 19:30～20:30
		
信澤 奈津美 講師	阿部 史生 講師	二宮 良之 講師

※質疑応答の状況によっては、セミナー時間を30分程度延長する場合があります。

～酒税・固定・事業・住民・国徴～ ミニ税法徹底比較！

TAC 税理士講座ホームページで 配信！

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/zeiri_summersemi.html



ミニ税法(酒税法・固定資産税・事業税・住民税・国税徴収法)は、試験科目の中でも比較的学習ボリュームが少ない科目です。当セミナーでは、各科目の学習内容や試験傾向、学習上のポイントを解説し、徹底比較します。科目選択で迷われている方は必見です！

セミナー内容

- ミニ税法5科目のオススメポイント
- 科目選択の判断方法

こんな方に オススメ

- 9月からミニ税法の学習を検討されている方
- 科目選択で迷われている方

セミナー担当講師

TAC 税理士講座講師
固定資産税

松葉 貴

配信予定:

8/9(金)～



～今が最前線！～ この夏の就活最新データ分析

要予約

※先着 400 名まで

Zoomでライブ配信！ 予約はこちらから

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/zeiri_summersemi.html



税理士試験が終わって1週間。今が、会計業界就活最前線です！「この夏の就活にはどんな変化が起こっているのか？」「今からでも間に合う、効果的な対策は？」などについて、夏の就職説明会の最新データから紐解いていきます。他業界に比べて変化の激しい会計業界。最新の情報収集が就職活動の勝負を決めます。今まさに就職活動中の方も、これからという方も、ぜひご覧いただきたい内容です！

セミナー内容

- 2024年の夏の就職説明会の傾向分析
- 今からでも間に合う効果的な対策
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- 最新の会計業界の情報を知りたい方
- これから就職活動を行う際のポイントを知りたい方

セミナー担当講師

TAC プロフェッションバンク
人材コンサルタント

小倉 亮介

開催日時:

8/13(火) 19:30～20:30



本試験の振り返りが 次のスタートに生きる!

8/12(月)
12:00より
公開予定!

① 本試験後の
「受験プランニング」

② 第74回税理士試験
「解答解説会」Web配信

※要申込

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/sokuhou.html



■TACのサービスをご紹介

デジタル教材

デジタル教材を活用してスマート学習!



移動などのスキマ時間の
学習効率UP

電車の中や外出先でも
教材を広げることなく学習できる!



スマホやタブレットで
教材を持ち運び

デジタル教材ならたくさんの教材を持ち運ばず、
スマホやタブレット1台で楽々持ち運び!



便利機能も充実

キーワード検索やマーカー機能、
メモ書き機能で暗記箇所などをポイント学習!



アウトプット教材のPDFデータ提供拡充!

- ▶ミニテスト (問題・答案用紙)
- ▶トレーニング (問題・トレーニングシート)
- ▶実力テスト (答案用紙) 等

※TAC WEB SCHOOL内の「学習フォロー」より提供

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/digital_kyouzai.html

